

琉球大学学術リポジトリ

観光林業について

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学農家政学部 公開日: 2011-07-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 砂川, 秀昭 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/21134

観光林業について

1960年シアトルで開かれた第5回世界林業会議において、世界の森林資源はすべて人類の福祉増進のために「多目的利用」すべきことが決議された。

その5大目標として

水資源

木材生産

レクリエーション

飼料

野生鳥獣

をかかげ、これらの機能を調和的に発揮しうるよう取扱われねばならないとした。

森林をたんに木材生産にのみ利用するという考え方は、もはや過去のものであり、レクリエーションを含む森林の多目的利用の理念は、世界的な風潮となっている。

森林の間接的効用の一つ「風致と保健休養」についての機能を利用することが、森林のレクリエーション利用、あるいは観光の利用であり、これがアメリカでいうフォレスト・レクリエーションの考え方である。

フォレスト・レクリエーションとは森林地域におけるレクリエーションというほどの意味である。森林レクリエーションという言葉は、わが国ではそれほど熟していないが、その考え方なり内容は、従来から本多静六、田村剛、上原敬二博士をはじめわが国の一部の林学者によって唱えられて来たことである。東大の加藤誠平教授はこれを「森林の第三利用」と称されているが、木材生産「森林の第一利用」と国土保全、水資源「森林の第二利用」に比べて認識されることの少なかつたもう一つの森林の機能の利用を同程度に浮び上らせた表現ともいえる。

沖縄の林業でわれわれは果して上記の何れに重点を置いて経営すべきであろうかということについては、ここではふれない。しかし乍ら従来ややもするとかえりみられなかった観光林業について、もっと関心を払うべきではなからうかとの考えから、若干その意味するところのものについて

ふれてみたい。そのため、昭和39年に発行された「観光と森林……武居外2名著」から抜萃引用してその大要をのべることにする。

1 観光とは

井上万寿蔵はその著「観光教室」のなかで、

「観光とは、(1)人が日常生活から離れて(2)再びもどってくる予定で移動し(3)気晴らしを楽しむことであり、その構成は観光意欲と観光目的物との結びつきである」といつている。

観光という言葉は、中国の周時代の易経観卦にある「国の光を観る。用(もつ)て王に賓たるに利(よろ)し」から来たといわれる。

前述したように、人びとの観光欲求がその対象となるものに結びついて観光がなりたつ。

観光の基本的な行動は、

見る(風景や建造物などの観賞)

遊ぶ(登山、スキー、狩猟)

休む(温泉などの休養)

の三つに大別される。土地の珍しいものを「食べる」ことや、みやげ品を「買う」ことは附随的のものと考えてよからう。

これらの観光活動の目標となるもの、すなわち観光客が魅力又は必要を感じるものが観光対象できわめて広範囲にわたるが、

自然的なもの

文化的、社会的なもの

に分けることができる。

また観光地の性格は一般に観光対象によって異なるが、我が国の場合、

山岳観光

海浜観光

都市観光

の三つに大別される。

つぎに観光の効用としては、日常生活から離れて気ばらしを楽しむこと、この気分転換によってあすへの活動力をとり戻すことが基本的な観光の効用であり、旅行を通じて見聞を広め、知識を得、認識を新たにすることもできる。以上は観光

をする人びとが受ける効用だが、観光客を受け入れる側への効用もある。これは直接的には観光客の消費により経済的に地元がうるおうことであり、間接的には文化や人の交流があげられる。

2 観光事業

観光には、その地域の経済をうるおすという効用がある。と同時に場所によっては充分観光が企業的に立つこともある。これに気づいた人びとは、より多くの効果をねらって、対策を考え実行にうつすようになる。これが観光事業というもので、いいかえれば現象としての観光にさまざまな対策を講ずることである。

観光事業には、公益的な面と私益を目的とする面の二つがある。公益的な面の主体は国や地方自治体などであり、私益的なものの主体は会社や個人である。前者を観光事業、後者を観光企業とする意見が有力である。また逆に私企業の方を観光事業と呼び、公益的活動を観光行政の名で総括することもある。或は、国民の体育、厚生保健を助長する分野をレクリエーション行政として、経済効果を第一の目的とする観光事業と区別する考え方もあろう。

ツーリスト・インダストリーという言葉があるように、観光は産業の一つとみられる面がある。観光が事業として成立するためには、

まず対象となるもの…観光資源…があり、さらに、これを観光の用に供するために各種の施設を整える…観光開発…必要がある。また、より多くの人に来てもらうためには、宣伝や情報の提供もしなければならない。

観光事業は、その対象となる人びとを海外に求めるか、国内に求めるかによって「国際観光事業」と「国内観光事業」とに区別される。前者は、国家的な効用の面から、すなわち国際親善と文化交流の推進ならびに外貨の獲得という国家経済への寄与の二つがあげられる。

3 風景と森林

森林は風景の構成要素として最も大切なものである。森林の風景の材料としての見方に二つの場合がある。

第一は、森林そのものが風景の主体となる場合

で、森林風景として独自の美観を示すものである。第二は、森林の存在が、他の風景主体を引立てるために有効な働きをする場合である。

さらに、森林は野生鳥獣のすみかとして重要な意義をもつ。野生鳥獣も風景の構成要素であり、観光資源としても大切なものである。

このほか、森林は観光客に快適な環境を与えることもあげられ、風景と森林との関係はきわめて深いものがある。

4 森林風景の型

田園風景や山岳風景などの風景の型は、風景を構成する材料によってあらわれてくる。

森林風景は植物群落—主体となるのは樹木であるが一のあらわすところの型である。

森林の型を支配する条件としては、自然と人為によるものがあるが、一般には、次の三つがおもなものである。

- (1) 森林成立の由来
- (2) 樹木の種類
- (3) 外形

森林成立の由来とは、人工で植えつけられて作られた林（人工林）か、また、その成立が天然による林（天然林）かどうか、あるいは、その成立から、全く人手の加わらないままに放置された原始林かといったものである。

樹木の種類は、針葉樹林、広葉樹林の別、あるいは、見方を変えて、林を構成する樹種が一種類（単純林）か、二種以上（混交林）かといった林型の分け方がある。

次に、林令では、幼令林型、壮令林型、老令林型があるが、年令を加えるほど、見た目には立派になる。また、同令林型と異令林型との区別もある。

森林の外形では、樹の高さ、幹の大きさ、その揃いぐあいなどによって区別できる。林業では、林の取扱いの必要から、用材林と薪炭林に分けている。用材林は一般には伐期が高く、ほとんどの人工林がこれに属し、薪炭林は伐期が低く、その成立は天然に根株からぼう芽してできたものが多い。森林の型は、これらの因子の組合せからいろいろなものが生れることになる。ともかく、このようにしてできた森林の型は、それぞれ固有の差があるが、一般には、異令で多数の樹種を混生

している原始林型がもっとも美しいものとされている。

5 森林の美的取扱い

わが国の自然風景地で、森林を伴わないものは、まったくといってよいほどない。そして、その風景を美化し、また修飾する最も有力な材料もまた森林である。森林の美的取扱いとは、風景の構成要素としての森林の美的価値を發揮させ、風景の修飾に役だたせるために行なう施業で、一般には、風致施業といっている。また風致施業は、風景を美化すると同時に、森林の保健的効用、すなわち、レクリエーションの場として利用される場合も含まれるとされているが、これは前述のフォレスト・レクリエーションの概念と同じものといえよう。

風致施業については、田村博士が体系づけられた「森林風景計画」があり、「森林の美的ならびに保健的効用を研究し、かつ、その効用を發揮せしめるために必要な理論と方法を研究するのが森林風景の計画の眼目」とされている。また、森林風景計画の使命は「永久不変の国土計画を樹立し、これにもとづいて適当に森林の分布を計画し森林の保留をはかると同時に、事情の許すかぎり必要な位置に、必要な大きさの森林を造成すべきである」と説かれている。

風致計画はこの種の風景計画にあらわれてくる森林を、技術的に取扱うことになる。

風致施業を学問的に取扱うものが「森林美学」で、森林の美的価値を論じ、あわせて、森林の美的取扱いを研究するものである。

森林美学は19世紀において、ドイツで体系づけられたものだから、樹種や林相を異にする我国では、もちろん、そのままの姿で実施に移しうるのでなく、独自の立場に立っての研究が必要である。しかし、いまだこれといった対策は立てられていない。したがって風致施業に関する技術は確立されているとはいえず、ただ択伐法が比較的、風致上支障がないという理由で、自然公園内の森林施業に採用されているにすぎない。

また、風致を目的とした林には、伐採禁止という自然放任主義がとられている場合も少なくないが、これとても、その林の状況いかんによっては

万全のものとは思えないこともある。その森林を保持することが、学術的に厳密な自然推移を求めようとするものでなく、風致のためのものであるならば、原始そのままの森林をどこまでも、自然のままに放任しておくことが正しいか否かは検討の必要があろう。原始林といっても、その林型はけっして固定的、不変的なものではない。たとえば、ゆるやかにせよ、たえず動いているもので、その自然の変化の経過を追求してみると、ある時代にはきわめてみにくい景観をあらわすこともある。

昭和29年9月に北海道をおそった15号台風によって、大雪山国立公園の層雲峡のエゾマツ、トドマツの原始林は未曾有の大風害を受けた。層雲峡の景観はこのため一変し、森林のもつ風景価値の重要さをあらためて思いしらされた事例である。このような強力な台風の前にはいかんともしがたいものがあるが、その以前に中、小規模程度の台風によって、かなりの風害が発生していたことは問題とされねばならない。今関六也博士によると、中、小規模の台風による被害木の大部分は、腐朽菌におかされていたものであり、健全とみられていたエゾマツ、トドマツの原始林は、たんにみせかけにすぎなかったといわれる。

また昭和36年の第二室戸台風で奈良公園の裏山が大きな被害を受けたことがあるが、この森林は禁伐の取扱いになっていた。原始林といっても、このような老令過熟の状態で放置されていた森林は、風害に弱いのは当然といえる。東京大学の加藤誠平教授は、このことについて、諸害に対して抵抗力の大きい健全な森林を育成することを怠っていたこと、しかもその「禁伐」という取扱いが当然であるかのように誤認されていたことによると指摘されている。

なお原始林ばかりでなく、これに至るまでの森林についても、禁伐の是非を考える必要がある。風致的に好ましいアカマツやシラカンバのような陽樹は、ふつうの場合、自然の推移にまかせておくと、早晚消滅してしまう運命にある。また、雲仙のミヤマキリシマもヤシャブシなど他の灌木に圧倒され、やはり消えてしまう。禁伐は放置であってはならず、風致を目的として、なんらかの手を加える必要がある。ただし、風致施業に関する

技術，知識が不十分な現在，まずい加工がその風景を破壊する心配があれば，与えられた森林を無条件で自然の手にゆだねた方が安全としなければならないこともある。

しかし，このような状態は前述のように万全の策でないことはいうまでもない。最近，国立林業試験場で，風致施業の技術研究の必要性が唱えられるようになったが，早急に風致施業についての技術の確立とその普及が望まれる。

6 お わ り に

以上「観光と森林」についての内容の一部を概略紹介した。紙面の都合で意を尽し得なかった所が多いが，林業に対する第三効用面の認識が新たにされれば筆者の喜びとする所である。

はからずも，6月28日の緑化大会では，次のように決議された。

1. われらは郷土の緑化と林業振興の重責を担う選士である。
1. われらは琉球松の拡大造林推進に努め，郷土林業の発展と経済の向上を期す。
1. われらは治山と防災林の整備強化に努め国土保全の向上とその達成を期す。
1. われらは野鳥の愛護と増殖に努め，森林病虫害の防除と森林災害の防止を期す。
1. われらは県花「でいご」と県木「琉球松」を増殖し，全島観光地化に努め，明朗で健康な郷土建設を期す。

この決議文には森林の第一，第二，第三効用の目的すべてが掲げられており，全く意を強くするものである。

(砂川 秀昭)